

第22期第9回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和4年8月26日（金）午後1時30分～午後3時00分
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、
鎌田 誠喜、工藤 義彦、伊藤 公男、大竹 敦（出席9名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：阿部 浩樹
事務局：斎藤 和敬、藤田 英博、保坂 芽衣、高橋 佳奈
農林水産部水産漁港課：長谷部 寛人、三田村 学歩、山田 美沙登

3 議事事項

- (1) 秋田海区漁業調整委員会指示（大増川河口域におけるさけ採捕の制限）について（協議）
- (2) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議における資料（令和5年度要望）について（協議）
- (3) 令和4年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の照会事項及び回答について（報告）
- (4) その他
 - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ② 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の書面評決結果について
 - ③ 知事許可漁業事前調査の概要及び漁業権一斉切替のスケジュールについて
 - ④ その他

4 開会・あいさつ

○事務局（斎藤）

それではご案内の時間になりましたので、ただ今より、今年度第2回目となります第22期第9回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

出席委員9名、欠席委員1名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長から、ご挨拶をお願いします。

○加藤会長

2ヶ月ぶりの会議ですが、本日はご出席ありがとうございました。

今年の夏は3年ぶりに秋田市の竿灯祭り、また明日行われる大仙市の花火大会等々、県内の各地で制限のないイベントがなされており、また、お盆も例年と比較すると

多くの人で賑わっていたようです。その影響かわかりませんが、秋田県内のコロナ感染者は1000人を超える高止まりが続いております。まだまだ油断できませんので、ワクチン接種や基本的な対策を行いながら感染しないようお互いに注意していきましょう。

コロナの関係では、海区の諸会議も全国の総会、3海区の協議会も書面となりました。残るは日本海ブロックの会議ですが、10月18日に行うということです。文書はいただきましたが、開催の見通しはまだつかない状況です。

8月は非常に雨が多く、県内各地で河川の氾濫や土砂災害などが続いております。五城目町や三種町、大館市などではかなりの被害が出たと聞いております。わたしの家の近くを通っている五能線も青森県方面でかなりの被害があり、復旧には1年以上かかるとも言われております。

数日前に海岸を歩いていますと、あわび素潜り漁の方々がいました。お話を聞くと、今年の8月は天候が悪かったせいか、海の中の視界も悪く思うように漁ができなかったと嘆いておりました。まもなく底曳き網漁も始まります。このあとの漁で安定した漁獲を揚げて頂けたらと思います。

本日の会議では例年出しております大增川のさけの採捕制限の委員会指示や来年の知事許可漁業の一斉更新に向けたスケジュール、さらには日本海ブロック会議に向けた要望等ありますので、いつものとおり皆様の議事進行に対するご協力をお願いいたします。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は伊藤委員と工藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○伊藤委員、工藤委員

はい。

7 議事

議題1：秋田海区漁業調整委員会指示（大增川河口域におけるさけ採捕の制限）について（協議）

○加藤議長

それでは議事に入ります。始めに協議事項「秋田海区漁業調整委員会指示（大增川河口域におけるさけ採捕の制限）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

事務局の高橋が説明いたします。よろしく申し上げます。

資料1を御覧下さい。

大増川河口での委員会指示につきましては、平成20年から発動いただき、大増川河口での遡上サケ親魚の保護を図ってきたところです。

資料1の1、「河口域での県職員による巡回」をご覧ください。

昨年は10月1日に現地に指示看板を設置しました。県の取締職員が延べ11回巡回を行いましたが、遊漁者は確認しなかったとのことでした。

続きまして2、「河口域でのふ化場職員による調査」ですが、昨年も密漁の痕跡は見られなかったとのことでした。

続いて3、「野村川ふ化場におけるさけ親魚採捕数及び稚魚放流数の推移」をご覧ください。

現在、野村川ふ化場での採卵親魚は全て大増川に遡上したサケを用いており、昨年は、10月中旬から12月上旬にかけて、親魚を3,977尾捕獲し、稚魚を約300万尾生産・放流しております。

昨年の親魚捕獲数は、前年と比較すると約3割減少しておりますが、H22年～R2年までの平年値と比較すると同程度となっております。稚魚放流数については前年より約2割減少、平年より約1割減少しております。

なお、本州日本海側においても、昨年の親魚捕獲数は前年比の5割程度、採卵数についても3割程度減少しております。

次に、3ページを御覧ください。

委員会指示の案文でありまして、昨年と同様、大増川河口中央から半径200メートル以内の海域を禁止区域とし、告示の日から令和4年12月31日までサケ採捕を禁止する内容となっております。

河川内に入ったサケは、水産資源保護法、秋田県漁業調整規則で、増殖のための特別採捕許可がなければ採捕が禁止されておりますが、海面の河口域についても、昨年度と同様に委員会指示を発動し、親ザケの保護を図りたいという主旨となっております。

説明は以上です。御協議よろしくお願いたします。

○加藤議長

大増川河口域におけるさけ採捕規制にかかる委員会指示を昨年に引き続き発動したいということですが、皆様の意見または質問を伺います。

○委員

(質問なし)

○加藤議長

それでは、この内容で委員会指示を発動してもよろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それでは、この内容で指示を発動することとします。事務局は、公報への登載手続きと巡回指導等、よろしくお願いたします。

議題2：令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議における資料（令和5年度要望）について（協議）

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題（２）、協議事項「令和４年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議における資料（令和５年度要望）について」を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

それでは、説明いたします。

全漁調連の日本海ブロック会議は、２年前の福井、昨年の京都が新型コロナウイルスの影響により書面決議となりました。今年度については、10月18日に石川県金沢市で対面による開催予定となっているところですが、コロナ感染者も増加していることから、場合によっては書面開催に変更になる旨事務局から連絡を頂いております。対面開催の場合は、加藤会長に出席していただきますのでよろしくお願い致します。

この会議では、主に次年度の国への要望について協議しますが、そのたたき台となる各海区の要望を事前に担当海区に提出しておく必要があります。

前回の委員会で、何か要望があれば事務局にお知らせ願いたい旨お話ししましたが、特段ありませんでしたので、昨年度に引き続き、資料２のとおり、まぐろについての事務局案を作成させていただきました。

内容については、前回とほぼ変わりませんが、昨今の状況を元に、多少修正しております。裏面に、赤字見え消しで修正部分が分かる様にしていますのでご覧ください。

ここで、一点だけ説明いたします。３の遊漁者に関する記述についてです。

遊漁者のまぐろ採捕については、小型魚は放流、大型魚は１尾のみ持ち帰りができ、採捕報告が義務づけられています。報告の実効性を高めるために、「遊漁者等の確実かつ漏れの無い採捕報告体制を確立するとともに」という文言を追記し、より踏み込んだ書きぶりとしております。

以上のとおり、令和３年要望を修正し、令和４年度案としておりますので、ご協議よろしくをお願いします。

○加藤議長

ただ今の説明について、委員の皆様から特段要望はありませんでしたので、事務局で昨年同様クロマグロの資源保護について要望を出したいとのことで、昨年度要望を修正する形で提出されています。皆様の意見または質問を伺います。

○伊藤委員

要望ですが、大型魚の試験操業をさせてほしいと思います。漁具の改良、漁場の開発を秋田市沖で行いたい。資源保護の観点から小型魚を狙わずに大型魚を狙いたい。

○事務局（斎藤）

試験操業するのはだれでしょうか。

○伊藤委員

試験操業するには枠が必要なので、資源保護の観点から国にその枠を認めて欲しい。小型魚を獲らないで、大型魚だけを狙う漁具の開発もしたい。

○事務局（斎藤）

大型魚を狙った試験操業を行いたいということでしょうか。

- 伊藤委員
その通りです。
- 加藤議長
今の意見に関連してなにかご意見はありますでしょうか。
- 工藤委員
伊藤委員のおっしゃることもわかるが、5トン未満の船舶で秋田市沖2000m以上の沖合で大型魚を通年で獲ることは不可能だと思われる。
- 伊藤委員
不可能ではない。やってみなければわからない。
- 工藤委員
20トン以上の船舶でないと厳しい。
- 伊藤委員
5トン未満の船舶でも釣りが出来ている。
- 工藤委員
釣ることはできるが、時化の時期で波の大きな秋田県沖では5トン未満の船舶は厳しい。また、沖合で70m以深に縄を入れれば、大型魚がかかりやすくなるが、魚群によっては小型魚も多く混じる。どれだけ深くしても小型魚はかかる。小型魚をかけずに大型魚をかける努力はこれまでもしてきているが、やはり魚群に依ると思われる。
- 伊藤委員
夏の時期に秋田市沖へ7時間程度先の漁場には大型魚がいることがわかっている。そこを開発したい。
- 工藤委員
2000m沖合くらいに大型魚がいることはすでにわかっている。いか釣りで行ったことがあるが、夏の時期に大型魚狙いでその漁場まで5トン未満でいけるのか。天候も不安定だ。
- 伊藤委員
今は気象情報もしっかりしているので問題ない。まずはやってみなければわからないと思うので、よろしく願いしたい。
- 工藤委員
試験操業をする場合、山形の練習船でやるべきだと思う。
- 事務局（斎藤）
試験操業に関して、マグロは承認漁業なので、承認を受けている方しか出来ない。また漁獲枠に関しても、試験操業であっても獲れたものは県の漁獲枠から引かれることになる。
- 大竹委員
承認漁業になるので、新しい承認を受けるか、今ある承認の枠でやるしかないと思われる。
- 工藤委員
漁業者はいまある枠が減るとなれば、賛成はしないと思われる。
- 伊藤委員

山形の練習船がやる場合の漁獲枠はどうなるのか？

○事務局（保坂）

練習船による調査や試験用の漁獲枠については国や県の留保で対応することになっている。

○工藤委員

練習船で試験操業する場合には関係漁業者に連絡して欲しい。

○加藤議長

練習船の枠については国の留保で対応するということですね。一般の人に拡大して使えるわけではない。基本的には県に与えられた枠でやるしかない。伊藤委員の要望を国にあげるとするのは難しいと思う。もうすこし県の枠が増えれば、いろいろ出来ることが増えると思うが、現状で国に要望まで挙げてすることではないと思う。皆様の意見はいかがでしょうか。

○工藤委員

県の枠が数日で消化されている現状で、試験操業に割く分はないと思われる。

○加藤議長

今回の国への要望には秋田海区としてこの件は出さないということでよろしいでしょうか。

○委員

（「異議無し」の声）

○加藤議長

それでは、この要望をブロック会議資料として提出してもよろしいでしょうか。

○委員

（「異議無し」の声）

○加藤議長

それでは、提出することとします。

事務局はこの後の事務手続きについて、よろしくお願いします。

議題3：令和4年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の照会事項及び回答について（報告）

○加藤議長

それでは次に移ります。

議題（3）報告事項「令和4年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の照会事項及び回答について」、事務局から説明願います。

○事務局（斎藤）

続いて、説明いたします。資料3をご覧ください。

前回の委員会で、今年度の3海区連絡協議会も書面開催になったことを報告しました。また、秋田海区からの照会事項について協議頂き、資料3の4ページ目になりますが、漁業権の基準となる基点に関する照会を、新潟海区及び山形海区にしております。

この度、新潟海区から1ページ目と2ページ目の2件、山形海区から3ページ目の1件の照会事項があり、ページ下の箱で囲んだ部分を秋田県の回答として、幹事海区に提

出しております。補足説明を加え、個別に報告いたします。

まず初めに、新潟海区の1つめの照会である、プレジャーボートやミニボートの事故防止のための県の施策についての回答についてです。

これまでも、新潟県や山形県において、プレジャーボート、特にミニボートとのトラブルがあることが報告され、その対策について国要望にも取り上げられていますが、秋田県では、県漁協に確認したところ、漁業者との大きなトラブルは発生していないとのことで、その旨回答しています。

また、これらのボート所有者の把握は困難で、安全対策の指導等は、マリーナ等にポスターを貼る程度にとどまっており、県独自の施策は無い旨も回答しています。

次に、新潟海区の2つめの照会事項の漁業権更新にかかる河口部分の境界明確化についての回答です。

秋田県では、これまで、最大高潮時海岸線より沖を海面漁業権漁場と定め、河口域では、最大高潮時の河口両岸の端をむすんだ線を海面と内水面の境界としていますが、河口が砂浜である場合は、その形状が変わるため境界の明確化に苦慮しているところです。

砂浜以外については、例えば、港湾区域で港則法にかかる場合は、第1橋を境界としている河川、また、河川管理者との調整により、沖に延びている突堤の橋を結んだ線を境界としているところもありますが、いまだ曖昧なところもあります。

その様な河川については、今後、少しでも境界を明確化するよう、海岸区域の基点を境界検討の参考にするなどし、定めたいと考えている、という内容で回答しています。

最後の山形海区のレジャー船によるクロマグロ採捕の実態把握等についての回答です。

記載のとおり、秋田県では、委員会指示内容について関係機関や関係者に通知、ポスター掲示、県ホームページなどで周知しているところです。

取締りの関係上詳細には説明できませんが、指示の遵守について個別情報があればその都度対応している状況で、指示の遵守状況の正確な把握等については困難と考えている旨回答しています。

このこともあり、前の議題の国への要望、マグロについてですが、「遊漁者等の確実かつ漏れの無い採捕報告体制を確立すること」を追記し踏み込んだ表現とした次第です。

以上、報告を終わりますが、3海区の回答を取りまとめた資料が幹事である新潟県から届いており資料3（当日配布）として配付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますでしょうか。

基点が不明な部分が出てきていると聞いている。基になる部分をしっかり記す必要があると思うが、どういう状態でしょうか？

○事務局（斎藤）

漁業権の切替が来年度ありますので、それに合わせて決められるところは決めて、緯度経度表示できるところは緯度経度で確定させる予定です。

○工藤委員

米代川の河口は遊漁等で来られる方もいるが、内水面と海面の境界が曖昧である。

○加藤議長

米代川の河口の境界線は決まっていますか？

○事務局（斎藤）

米代川の河口には中島があり、河口は2つに分かれている。北側は砂浜になっており、形が変わるため境界は曖昧になる。ヤツメウナギが獲られてる場所は海を見て左側になるが、その部分は河川と認識している。内水面では光を用いた漁法は禁止になっているので、そういう方がいる場合は注意している。

また、能代港湾の埋め立てや洋上風力発電関係の埋め立て計画もある。さきほど言った場所については埋め立てがある程度進むと思われるので、その場合境界線をどうするかという問題がある。

○加藤議長

他にございませんか？

○工藤委員

レジャーのマグロについて、30キロ以上のマグロを1日1本まで持ち帰れるとなると、船に10人乗っていれば10本まで持ち帰れる。マグロを狙う釣り人はマグロしか釣らない。もっと減らしてもいいと思う。減らした分は漁業者に回して頂ければいいのではないかと思う。船1艘あたり何本という制限のほうがよいのではないか。無制限に釣っているように見える。

○加藤議長

大竹委員、広域漁業調整委員会のほうではどのような意見が出ていますか？

○大竹委員

広域漁業調整委員会ではようやくレジャーにも規制をかけることが出来たと考えており、これが第一歩になるだろうと思っている。ただレジャーを締め付けるだけでは国民の賛成は得られない。1人1本の制限はかなり有効なのではないかという話が出ている。山形海区の加藤会長もレジャーでマグロを釣る方だが、1人1本で十分であろうとおっしゃっている。それ以上釣れば、市場に卸すなども考えられる。1人1本はかなり突っ込んだ対策になるとおっしゃっている。

○加藤議長

山形県が出した資料にも1人1本の規制をきちんと守らせるための罰則が必要でないかという意見が書かれている。

○大竹委員

確かに漁業者委員からもこの規制をどのように担保するのかという話が出ていた。

○加藤議長

現実問題として難しいと思う。遊漁者の立場もある程度許容しなければいけない。バランスの問題である。大竹委員が言ったとおり、ようやく1人1本の制限が決まったところである。状況を見ながら、今の段階では制限をしっかり守らせていくことが大事だと思う。

○伊藤委員

現在遊漁のマグロの枠はどのくらいあるのでしょうか？

○事務局（高橋）

日本全国で2ヶ月ごとに10トンの枠があり、全体で40トンの枠があります。今年度も

既に2回の採捕禁止命令が出ている。

○加藤議長

状況を見ながら、気にして野放しにならないようにしなければいけない。

○加藤議長

よろしければ、次に移ります。

議題4：その他

①「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」

○加藤議長

それでは、議題（4）の「その他」に移ります。

初めに、①の「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」、事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

洋上風力発電関係について報告します。資料は4-1をご覧ください。

初めに、第1ラウンドの、「能代市、三種町及び男鹿市沖」と「由利本荘市沖」について、5月の本委員会で、事業者による環境影響評価調査等が実施されていると報告しておりますが、以降の新たな動きはありません。

今後、選定事業者を含めた協議会が再開される予定となっておりますが、具体的な時期等については未定です。

次に第2ラウンドの「八峰町及び能代市沖」です。

こちらは事業者の審査基準を見直すため、3月に公募が中断されておりましたが、令和4年6月24日に第4回目の協議会が開催され、年内には公募を再開する予定と聞いております。事業者の選定は、来年末ごろになると見込まれます。

協議会資料の一部は、2ページから12ページまでとなっております。内容の説明はしませんが、4ページからの意見取りまとめの下線及び5ページの下線が変更部分です。9～10ページの促進区域は変わっておりません。

少しご説明しますと、基金の算定基準も見直し。発電設備出力（kW）の規模に、kW当たりの単価（250円）と公募占用計画の最大認定期間（30年）を乗じた額、発電設備出力（kW）×250×30で算定される額を目安とするとなっております。これが変わったことにより、これまでの基金算定方法では売電収入に左右されましたが、新算定では事前に基金の拠出額が予測できるようになりました。

最後の第3ラウンドの「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」ですが、6月24日に第3回目の協議会、8月2日に第4回目の協議会が開催され、意見取りまとめ案が承認されました。今朝の新聞をご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、昨日、8月25日に当海域の促進区域指定に向けた案の公告・縦覧が開始され、9月下旬には、促進区域に指定される見込みです。

13ページ以降が協議会資料です。内容の説明はしませんが、第3回協議会で示された漁業影響調査手法や議事録も含まれておりますので、後ほどご覧ください。

説明は以上です。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

よろしければ、次に移ります。

②「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の書面評決結果について」

○加藤議長

続いてその他の②の「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の書面評決結果について」を議題とします。事務局から説明してください。

○事務局(斎藤)

前回の委員会で、全漁調連総会について、対面開催から書面開催になったことを報告しましたが、その後の6月27日付けで書面表決結果通知が全漁調連からありました。

資料4-2、A4版1枚ものをご覧下さい。記載のとおり4つの議案が全て承認されております。前回委員会の説明と一部重複しますが、一議案ずつ、主な点について説明いたします。

初めに1号議案の、令和3年度の事業報告と収支決算書と余剰金処分案についてです。余剰金の処分については、新型コロナウイルスの影響による様々な会議等が中止になり、支出が大幅に減ったことで余剰金が例年より多くなり、それを全額次年度に繰り越すとの内容で、承認されました。

次に2号議案の、令和4年度の事業計画と予算案についてです。

事業計画については、例年どおりとなっておりますが、収支予算書の収入について大きく例年と異なるところがありました。先の議案にもあったとおり、新型コロナウイルスが発生してから、各種会議や研修会、イベント等が中止になり、余剰金が増えている状況から、令和4年度の会費徴収を特例として行わないとの内容で承認されました。

参考ですが、会費については、北海道が年40万円、その他の各都府県は、毎年16万円の会費を納めています。県財政においてはプラスとなります。

次に3号議案の、協議事項になります。内容については、国への要望活動ですが、前回の委員会で配付した資料どおりの内容で承認されました。

この後、7月22日に、国への要望活動を行っており、関係省庁から回答を得ております。資料4-2(参考)という資料にその回答がありますので、確認していただけたらと思います。

最後の第4号議案の次期総会開催地です。

これまで、総会の開催地については、東京、東京、地方、東京、東京、地方の順で行っております。今年度は、一応書面開催であったものの地方開催、新潟県でした。そのため、次年度は東京開催となり、承認されました。

簡単ですが、報告は以上となります。

○議長

ただ今の説明について、質問等ありますか？

○委員

(発言なし)

○議長

国への要望についても参考資料としてありますので、後ほどご確認頂ければと思います。よろしければ、次に移ります。

③ 知事許可漁業事前調査の概要及び漁業権一斉切替のスケジュールについて

○加藤議長

続いて、その他の③の「知事許可漁業事前調査の概要及び漁業権一斉切替のスケジュールについて」、事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

資料は4-3をご覧ください。

前回の委員会でも説明しましたが、令和5年度に漁業権の一斉切替、知事許可漁業の一斉更新を迎えます。

令和2年12月に施行された改正漁業法では、漁業権及び漁業許可制度も一体的に見直されており、改正漁業法に基づく初めての切替え、更新となることから、これまでよりも早い段階で事前調査等を行っておりますので、その状況を報告いたします。

資料1ページは、知事許可漁業について、一斉更新に向けた方向性を検討するにあたっての事前調査として、漁業許可制度の変更点や課題などを各地区で説明し、漁業者の意見を伺っております。2～3ページの「海面における知事許可漁業の許可に関する運用」を事前調査時の資料として配付しております。

各地区の漁業者からいただいた御意見として、漁業法の改正で新規参入がしやすくなるように感じる一方、資源状況や漁業調整上の問題から、現状の許可数を維持されると新規参入は難しいだろうといった意見や、新規参入者が増えることで既存の漁業者が安心して漁業を続けられるのだろうかといった、戸惑いや不安の声が多くありました。

各地区の現状や意見を踏まえて、一斉更新に向けた考え方を整理し、調整を図っていくこととします。調整等にあたっては、海区漁業調整委員会委員の皆様にも御協力をよろしくお願いいたします。

漁業権について、資料4ページをご覧ください。本県海面における漁業権は存続期間10年の共同漁業権、5年の区画、定置漁業権の3つがありますが、いずれも令和5年12月末までとなっております。

切替に向けた対応スケジュール（案）を記載しておりますが、来年の今頃には、漁場計画を決定・公示する必要があり、厳しいスケジュールの中で、新たな漁業法に基づく対応が必要となります。

海区漁業調整委員会での諮問・答申はもちろんのこと、それぞれの対応の中で海区漁業調整委員会委員の皆様には、地元調整等、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○加藤議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○工藤委員

固定式刺し網やアマダイの刺し網については従来どおり3年でしょうか。

○事務局（保坂）

工藤委員がおっしゃったのは知事許可漁業だと思われませんが、知事許可漁業の有効期間は3年になっております。今回の資料にある漁業権の一斉更新には知事許可漁業について含まれておりません。ただし、共同漁業権の中にも刺し網が含まれておりますので、こちらについては10年の共同漁業権の中で検討していきます。

○工藤委員

わかりました。10年の共同漁業権については組合でいただくということによろしいか。

○事務局（保坂）

はい。

○加藤議長

他にございませんか。来年は切替の関係で委員の皆様のご協力をいただくということによろしくお願いします。

他になればこれで終わりとなります。

④ その他

○議長

それでは、④の「その他」ですが、委員の皆さんから何かありますか。

○伊藤委員

クロマグロの漁獲実績について大型魚と小型魚でそれぞれ聞きたい。

○事務局（高橋）

7月末までの漁獲実績で小型魚が枠42.2トンに対し、実績が22.3トン、消化率が52.8%となっています。昨年度が7月末時点で約10トンだったので、倍近く獲れている状況です。大型魚が枠36.7トンに対し、実績が10.9トン、消化率が29.7%で約3割になっています。昨年度7月末時点で4.4トンでした。昨年度よりは多く獲れている状況です。

○伊藤委員

去年は大型魚を約20トン余らせたが、自身の大型魚の今年の配分量が180kgだった。今年の配分量が少ない理由は昨年度の実績が悪いからと聞いている。今年も余れば、また配分量が少なくなるのか。

○事務局（高橋）

昨年度の大型魚の実績が悪かったことも、今年の配分量が少なかった理由の1つです。国からは細かい項目ごとに漁獲枠が配分されておりまして、昨年度実績に対しての配分量は1.3トンでした。これはどのように配分されたのかは不明ですが、全体の配分量が消化率が悪い影響で少なくなっているわけではないです。ただし、近年は実績を見ている部分もあるので実績が悪いと少なくなっていく可能性はあります。

○伊藤委員

漁獲枠について他県に回さず、県内の漁業者で回るような配分にしてほしい。そうでなければ、全体の実績が減って、秋田県自体の枠が少なくなってしまう。

○事務局（高橋）

今年から漁業者間の協定を締結する予定です。締結されれば、海区委員会を通さずに定置網の枠と漁船漁業の枠の融通が可能になるので、県内の獲れる漁業者に回すような調整をしていく予定です。

○伊藤委員

11月過ぎてから枠を融通されても、海水温が下がり、漁場は遠くなる。出漁が出来ない状態になる。枠を早く回して頂いて、県内の漁獲枠が増えるようにしてほしい。遅くなってからでは獲りに行けない。

○加藤議長

伊藤委員のおっしゃるとおり、枠を早く回せるように漁業者間の協定によって融通するという話だが、もう決まったのか。

○事務局（高橋）

ほぼ決まっており、押印を頂いている途中です。

○加藤議長

ほぼ決まったようなので、今後は海区にかけずによいタイミングで漁業者間で融通できるので、良い方向で検討されている。

○工藤委員

漁業者間の融通は前からあるが、早くに融通してほしいとなっても、定置網は10月までなので難しい。

○事務局（高橋）

定置網の漁業者は早くに漁獲枠を手放すことはなく、早くても10月になる。

○工藤委員

北部支所でも11月までマグロ漁を行うし、11月25日になればハタハタ漁が解禁になる。ハタハタが来れば、マグロ漁は終わりになる認識である。諸事情もあるが、県内での融通は前から見るとかなり多くなっている。

○加藤議長

マグロ漁には時期があるので、協定によってできるだけ時期が終わらないうちに回すという試みを行うということです。

○議長

事務局からはなにかありますか。

○事務局（斎藤）

ありません。

○議長

それでは、議事を終了します。

8 その他

○議長

続きまして、次第の4の「その他」ですが、委員の皆さん、事務局から事務的な連絡など何かありますか？

○委員

（発言なし）

○事務局（斎藤）

1件あります。

（メール等による委員会開催日の事前連絡についての説明）

○議長

委員会の案内をできるだけ早くお伝えしたいということで委員の皆様から聞き取りをするということです。

何か聞きたいことはありますか。

○委員

（発言なし）

9 閉会

○議長

他になければ、これで第22期第9回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了